

電燈問題

小川郷太郎

一 電燈問題の解決方法

現今世上の問題にして解決を要すべきもの頗る多し、電燈問題の如きは確に其一なり、東京に於ては東京電燈會社と日本電燈會社の合併計畫失敗するや、兩會社の間は勿論、市の電燈部との間にも大なる競争起り、未だ歸著する處を知らず、斯の如き競争は決して電燈界の常態にあらず、必ず何れかに解決せられざるべからざるものと信ず、又大阪に於ても電燈問題は幾多の波瀾を生じ、或は市營の案となり、或は電燈料値下げ案となり、或は會社と市との直接談判となり、或は市の有力者の仲裁となり、局面は常に變轉しつゝあり是れ亦早晚確乎たる解決を要する事と信ず。

電燈問題に對する世上の議論を見るに、或は市當局者に對する憎惡の念により、或は電燈會社に對する利害關係により、意見を立つるが如し、蓋し誤れり、余は切に思ふ電燈問題は經濟學理によりて解決せざるべからずと、經濟學理によりて解決すべしといふは畢竟電燈事業は獨占事業なるが故に獨占の理論を以て解決せざるべからずといふ也。

二 電燈の獨占的性質

之を聞く東京に於て日本電燈會社の設立せらるゝや、其趣旨とする所は東京電燈會社が電燈界に跋扈するを惡み競争會社を起し之に對抗せしめんとするにありしかや、こは當時の政局に當れる桂内閣の意見にして又世上識者の意見なりしなり、是れ電燈が性質上自由競争に従ふ事業なりと前提するものにあらずや。

又最近山本農相が東京電燈會社と日本電燈會社との間に立ち兩者をして合同せしめんと計りしも、徒に會社の損益に鑑み黨派の利害を慮りて決したる形跡あり、されば輿論の反對と首相の一喝に遇ひ、忽ち其計畫を放棄して又顧みざりし也、是れ皆電燈事業が獨占的性質なることに思を致さざるの證とすべし、是が故に現今の電燈問題を解決せんとせば先づ電燈事業が獨占的性質なることを明にせざるべからず。

すして終局は競争なき状態に落附くものたり既に競争なしとせば、其事業を營む者の考一つによりて價格を定むる事を得故に學者或は獨占とは企業方針を統一し以て自由に價格を定むる權力を有するものなりと定義するなり、此くの如くして定まれる價格は所謂獨占價格なり。

電燈事業は獨占事業なり、電燈は他の商品の如く何れの地にも販賣し得るものにあらず其設備の存する都市及び其附近に供給する事を得るのみ而して其都市並に附近の人口は一定の時に於ては定まれるが故に電燈の需要者を急に増す事能はず從て電燈經營者は一あれば足れり、二つ以上を要せざる也、若し、電燈の収益多きの故を以て第二、第三の經營者起るとせば、勢ひ第一經營者の既得の領分に立入らざるべからず、斯くして競争は起らんも其競争は事實上久しきに亙ること能はず、聽ては妥協し合同せざるべからざるに至る、故に競争は一時の波瀾として存するのみ或は合同の階梯として見るも不可なし蓋電燈事業なるものは一度之を完成せば即資本を固定せしむるものに外ならず、然るに固定資本なるものは一時不利なればとて之を他に轉じ得べきものにあらず、故に競争となれば、固定資本に對する報酬を得ざるも辭すべきにあらず、斯くして競争は最も極端に走り、其結果は事業上大なる損失を來すに至るべし、事業上の損失は會社其他の私經濟に於て許し得べき事にあらず、故に其競争者は自己の存立を計る爲めに必ず相近づきて或は妥協し或は合同を計らざるべからず。

らず、妥協し合同せば最早競争なきなり、敵なきなり、自己の考にて電燈料を定むる事を得、是れ獨占にあらずや、見るべし電燈事業に於ては競争起るとするも、そは、一波瀾に過ぎず、未終には獨占に歸せざるべからざるを、果して然らば東京電燈會社をして跋扈せざらしむる爲め日本電燈會社を起さしめしが如きは思はざるの甚だしきものなり畢竟電燈事業が獨占的性質なる事を考へざりし誤に座するものと云はざるべからず。

三 獨占價格の決定

電燈事業は前に述ぶるが如く獨占事業なり、從て電燈料は獨占價格なり、獨占價格は競争價格の如く生産費に依て定まらず寧ろ全體の上に於て獨占者に最も多くの純收入を得せしむる點に於て定まる、蓋獨占者は價格を定むる實權を有するが故に自己の思ふ所に於て自由に之を定むる事を得、競争的事業に於ては價格の定まるは大體に生産費を標準とするものなるも獨占價格は常に之より上に出づ。

獨占價格の理を明にせんとせば、先づ二の事實を知らざるべからず、其第一は獨占貨物の生産費には確定的費用と變動的費用とあり獨占價格の決定に與かるものは變動費用なることは是れなり、茲に確定的費用とは生産を多くするも少なくするも費用に變りなきものをいひ、變動的費用とは生産を多くすれば多くする程夫れだけ多くを要する費用をいふ也、其第

二、需用の方面より之を見、獨占物を多く供給すれば供給する程其價格を下し貨物の供給を減すれば減する程其價格を上するものなることは是なり、此二の事實よりして獨占者は確定的費用を見ず變動費用と需用との關係を見て、價格の定め方如何により需用は如何に變じ從て賣高は如何に變じ、變動費用は幾何となり、純収入は幾何となると計算して、全體の上に於て純収入の最も多きものを取らんとするなり、若し獨占貨物を需用する習慣大なるときは物價の大小に拘はらず人は之を買ふ事に躊躇せざるが故に、獨占者は價格を上せて益々大なる純収入を得る事を得、又經濟社會發達し各人の購買力大となれば大なる程獨占者は價格を上せ從て純収入を多くする事を得、之を要するに獨占價格は競争價格よりも高く需用力と需用の習慣の進むに従ひ益々高くなるとするものなり。

以上述べる所によりて之を見ると、獨占者は獨占價格に依て非常に大なる利益を得るものなり、之を電燈に就て考ふるに、電燈事業は其獨占なる上に於て非常に大なる利益を収む、然し都市の發達人口の増加に従ひて電燈の需用益々増加するときは電燈業者は斯る社會の進歩により益々大なる利益を収む、抑々社會の進歩に依る利益は社會の代表者之を收めざるべからず然るに電燈業者として其私腹を肥すに任ずるは策の得たるものにあらず茲に於て電燈に對する政策なかるべからず。

市營主義は報價主義の缺點を補ふて餘りあり、獨占の利益を個人に私せしむる事なく之を一般公衆の代表者たる市に收むる事となればなり、加之、市の電燈料を定むるに就ては、一般獨占價格の理論に依らずして之を定むる事を得、即ち市は社會公衆の代表者なるが故に、公益の點より電燈料を下し競争價格を以て甘んずる事を得る也、斯くの如くんば市民は廉價なる電燈料により利益を受ける事少しとせざるべし、之に反して市は又獨占電燈會社と同様に獨占價格の理により電燈料を定むる事を得、斯の如くせば直接市民を益する處なきが如しと雖も然らず、市の財政は好個の収入源を得て重税を課する必要なに至る、而して一般市民は皆納稅義務者なるが故に、間接に大なる利益を受くと云はざるべからず、以上の理由により余は電燈は宜しく市營たるべしと主張す。

更に進んで技術の上より見るも市營實行に何等差支あるなし若し電燈事業にして機に臨み變に應じて毫厘の利を爭ふ如き取引をするものとせば市營は技術上困難ならん然れども電燈事業は此の如き性質のものにあらず、一の規則を定め熟練の技師をして監督せしめば其經營は敢て難しとすべからず、故に市營は技術上實行し得べき也。

現に我國に於ても電氣鐵道を有し之を營む都市少しとせず、市が電鐵を經營し得るとせば電燈をも亦經營し得ざるべからず、世の論者動もすれば市が電鐵を經營するを怪まず、獨り電燈の經營に反對せんとす、思はざるも又甚だしといふ

電燈問題 (小川郷太郎)

四 電燈事業に對する政策

電燈の如き獨占業に對しては先づ政策上競争事業を起さしめざるを要す、性質上獨占的のものなれば競争事業を起さしむるも、聽て妥協となり合同となり其目的を達せざるのみならず資本減却の結果を來すことあれば也。

電燈事業の獨占的性質を認むるときは、獨占價格により得る莫大の利益を割きて之を公共の收入とするの政策を立てざるべからず之を實行するに一つの主義あり市營主義報酬主義即ち是なり、市營主義とは市自ら電燈事業を經營する主義にして、報酬主義とは特種會社に特權を與へて經營せしめ其利益に對して市に報價金を納めしむるものなり、然れども報酬主義は其目的を達するに充分ならず、報價金なるものは實際に比較的多額なる事を得ず、從て一方に於て、獨占者の私腹を肥すの議を免れず、他方に於ては市の財政に益する事甚だ少し、之に搗て、加へて電燈使用者は之が爲めに何等利益を受くる事なし、蓋し報價金の額を一定不變とするときは電燈業に對しては一の確定費となるべければ電燈料決定に與かることなく、報價金の額を各燭光の電燈料に應じ歩割を以て定むるときは報價金は電燈使用者の數によりて變動し變動的費用と同一視せられ、勢ひ電燈料金を上するに至るべし、電燈料上りて迷惑するは市民なり是に由て之を觀れば報價主義は充分其目的を達する事能はざる也。

べし。

余は市が電鐵を經營するときと同時に電燈を經營するの必要ありと信ず、技術の末に於て電燈電鐵多少異なる處あらん、去れど少くとも電力を使用する點に於ては兩者毫も異なる所なし、假に電燈のみを經營する市が電鐵の爲めに發電所を有すとせん乎、其電力の餘れるものあるも之を用ふるに所なかるべし、然るに電鐵に加へて電燈をも經營するとせば、電鐵用の電力餘れば直に之を電燈に轉用する事を得べし、又新に發電所を設くる場合にも、電燈電鐵兩者の爲めに之を爲さば其經費を減する事甚だ大なるものあらん。

余は以上の理由により電燈の市營を主張す

五 日電東電の今日問題

現今の日本の實際の狀態と學者の論を見るに余の見所に異なるものあり余は進んで之を評論せざるべからず。

余は東京電燈會社と日本電燈會社との合同問題に立ち歸て之を見んとす、日本電燈會社の設立の誤れることは、既に述べしが如し、併し既に會社の成立せる以上は將來如何に成り行くべきかを考へざるべからず、余は日電東電の將來を卜して云はんとす、兩者は必ず合同すべしと、若し合同すべく運命附けらるゝものならば早く合同せしむるに如かず、遅かれ早かれ合同すべきものを合同せしむるに已むべきものゝ如く考へ其策を立つるは當を得たるものにあらず、されば合同計

畫に反對せる輿論も輿論に動かされたる山本首相の意見も共に誤れり、共に近眼的なり共に獨占の性質を知らざるものなりと云はざるべからず、斯く云へばとて、余は日電會社が其特權を賣却して百四十餘萬圓の大金を一攫せんとせしを辯護するものにあらず、唯余は合同が勢なる事を主張し、後日必ず合同せらるべきものならば今日に合同せしめて競争に依る國民經濟上の不利益を避くべしと云ふ事を主張せんとするものは、東電と日電の合同計畫破れたる以上は日電は進んで諸方面に電燈に關する設備を増し以て東電と競争せざるべからず然るに是等の設備は若し會社にして一なるときは不用のものなるやも知るべからず、又後日合同する事あらば其曉には拋棄するやも知るべからず、事茲に至らば是れ明に資本を無用の地に投棄せるものにて國民經濟上大なる不利益といはざるべからず。

東電日電合同に關しては人皆熱狂的に之に反對し此將來の結果を豫想するものなかりき、我日本の國民經濟の爲め惜むべしとなす、若し電燈が獨占的の性質のものにて合同が来るべき運命なる事を合點せば、合同には反對すべからざるべしなり唯安田家其他日燈株主が高の特權を賣る事に不同意を唱へて之を減少せしめん事を努むべかりしのみ、要するに日電の設立も誤れり合同計畫打破も亦誤れり斯の如き誤を重ねるは畢竟電燈事業に對する方針の確定せざるが爲めなり電燈市營の方針を確立せば庶幾くは斯る誤を再びする事なからん

對して他の特許會社を起し互に競争せしむべし云々。

と是れ電燈事業は競争し得るものと前提しての論といはざるべからず、少くとも第三者が兩電燈會社を競争せしめ得と前提して立論せるものと斷せざるべからず、然れども實際に於て、到底然ること能はざるべし過般の合同問題は山本農相が仲介の勞を辭したるにより合同計畫は破れたりと雖も、若し東電と日電とが何人の仲介をも待たずして、合同を確定せる際に、政府並に市民は如何に之を妨害し得べきか市民は將來を警戒せざるべからずといふも警戒に法なからん。

又博士は農商務大臣が官憲を以て合同計畫を助成せんとするを反駁する中に曰く

東京市に於ける電燈の需用益々増加するに拘らず、電燈會社が獨占權を擁し獨占的料金の下に充分の便益を市民に頒與せざる場合に競争會社設立せられ同一の方面に營業を開始するも必ずしも資本の消耗を惹起さず却て資本の効果を發揮せしむるものとすべし云々。

斯くの如くんば、電燈に於ては競争の利を見るのみ害と見ることなし、電燈の競争は常態にして變態にあらずと云はざるべからず、博士の冒頭に論ぜられたる文明國の政策たる市營又は特許會社の經營の如きは固より愚策たるべきなり、余は博士の是等の論點を見て電燈事業の獨占性を否認せるものと信ぜざるを得ざるなり。

然れども一步を進で考ふるときは、電燈の獨占性を否認するは、或は、博士の眞意にあらず博士の眞意は電燈の競争を以て一時の機宜とするに在らんも知るべからず、論文中爾か

六 堀江博士の説を評す

電燈が獨占事業なることは俗人間にこそ知られざれ、學者の間には異論を見ずとは余の久しく信じて疑はざる所なりき然るに計らざりき學者の間にも尙此點に付き異論を唱ふるものあらんとは、其異論者は法學博士堀江一氏なりとす、博士は九月號の太陽に一論文を寄せて電燈合同問題を論ぜり、再讀三讀するも尙了解に苦しむ點少なからず併し博士が電燈に關しては二の營利會社をして競争せしめ得べきものとせらるゝは誤なきが如し、博士は其冒頭に於て

水道瓦斯電燈電車等都會に於ける市民に關係ある事業には自由競争の政策を許容し能はざるの事情あり、從て文明國に於ては必ず是等の事業を市政府に於て自ら經營するか又特許會社に經營せしむるか二策の一に出でざるなり。

と斷言し置きながら、我國の電燈事業に就て、市營にも賛成せず、又特許會社に經營せしむる事にも賛成せず、所謂二策の外に出でんとするが如し、曰く

市政府が事業を舉げて市民全體の利益に副はしむるの意志を有せず又特許會社に對して嚴密なる特許條件を制定し又之を勵行して以て會社の利益の爲めに都市の利益を犠牲に供する弊なき事を努めざる場合には市政府をして自ら公益事業を經營せしめんか市政府は必ず事業を介して市民の負擔を加重するの具とすべく、獨占會社に特許權を與へんか必ず會社をして營業上に横暴の處置を恣にし市の利益を擧ぐるに遺漏を生ずべし、斯る場合には自由競争を許すべからざる原則を緩和し人爲的獨占權を要する市政府又は特許會社に

解すべき節も亦之なきにあらず曰く

二の特許會社を競争せしめ以て如何なる程度の料金の下に一都會に公益事業の便益を頒與せしむる時ばよく市民と會社の利益を一致せしむるを得るやの標準を明にし依るべきの標準を得て然る後に純然たる人爲的獨占に歸せしむるを可とす蓋日東電日電の間に合同の計畫あるや之に反對したるは、兩者の競争未だ實際に起らず競争の曉に兩社が果して會社の基礎を撼揺する程度の打撃を被るや否や明ならず從て併合後如何なる料金の下に會社と市民との利益を調和せしむるを得るかの標準の示されざる間に合同するは他日に禍根を遺す所以なることを認めたるが爲めなり

と由是觀之、博士は競争を爲さしめ以て如何なる程度の料金の下に市民と會社との利益を一致せしむるを得るやの標準を明にせんとするなり論調ながら試験的に之を爲さしむるを見ずして損失を見るべく到底市民と會社との利益を一致せしむることは能はざるべし、博士は或は普通商業上に於ける競争と電燈の競争を混同せるにあらざるか、普通商業上の競争に於ては商品高ければ人之を買はず、商人は競ふて廉價に賣らんとす、廉價に過ぐるときは商人の利益は之を收むるに由なし、商人は去て他の職業に轉ずべし、或は商人の利益と消費者の利益は、或程度に於て一致するといふ事を得、電燈に至ては然らず、電燈經營者は競争して損失を來すに至るも、資本の大部分を固定せるを以て他に轉ずる事を得ず、競争は勢ひ極端に走り其會社の利益と一般市民の利益とを一致せしむる點を見出す事能はざるべし。

博士は競争の後には人爲的獨占の状態に歸せしむるを可なり

りとして、其競争に依て市民と會社との利益の一致せる料金を獨占の場合にも採用せしめんとする意なるが如し、然れども既に合同し獨占となる場合には最早競争價格を以て律するを得ず、獨占價格は茲に現はれるなり、若し博士の眞意が電燈會社を競争せしむるは獨占の場合の適當なる料金を知らん爲めといふにあらば其目的は遂に達せらるゝ事なかるべし。

以上論ずるが如く余は博士と見解を異にするを遺憾とす、併し余と雖も獨占會社が暴戾を極め莫大の利益を獨り占むるを快とするものにあらず、東京電燈會社が一割内外の利

死刑・存廢論

法學博士 勝本勘三郎

死刑廢止。問題は古いもので陳の陳。併し疑はしいもの又は定まらぬものは何時でも新らしい。否、一步でも先へ進むために唯單に繰返すに止まつてもよいと思ふ。さて此問題は古く種々の方面から論ぜられて居るのであるが、純然たる社會又は法律問題として研究せらるゝに至つたのは第十八世紀の中葉即ち千七百六十四年伊國のベツカリヤの「刑罰及び犯罪」と云ふ著書が始めで、これから段々と議論が續出するに至つたのである。そこで此著書について大體を言へば

當時は所謂專制時代で、恰も佛蘭西革命前に當り、ルソーが民約論を著し非常なる勢を以て佛蘭西は勿論孰れの邦國をも之に風靡した時であつて、ベツカリヤは大にルソーの民約論の感化を受け當時の專制なる司法制度を攻撃したのである。即ち從來の制度は貴族と平民は、我國徳川氏の頃の士農工商と同様其間に鴻溝を劃して裁判上自ら取扱を異にする云ふ不公平な有様であつたのである。又封建の末世で政治が武斷的であるから刑罰は勿論その他裁判上の取扱が

一般に頗る峻酷であつて死刑、肉刑、拷問など隨分野蠻殺伐な刑罰や制度が行はれて居たのである。それでベツカリヤは正義平等、自由博愛及び必要と云ふ基礎によりて凡て此等の舊制を改革せねばならぬと絶叫したのである。本題に屬する死刑廢止論も同様一面は人道の上他の一面は必要の上から大體は之を廢し萬已を得ざる場合に限り例外として之を科してもよいといふのである。當時有名なる學者中此のベツカリヤの説に反對した人も尠くなかつたがボルテール、ゲヅロー、ダランベールなどいふ學者等は非常に之を賛成した彼の最初に制定せられたる佛蘭西革命の刑法に従つて此に準據したる佛蘭西現行刑法及び此を母法としたる歐羅巴諸國の刑法等は皆な其影響を受け一面拷問を廢すると同時に一般犯罪に對する刑罰著しく寛大となり他の一面死刑を科する場合も大に其の數を減じたのである。否、當に之を減じたのみならず國に依りては後に其の一斑を示すが如く死刑を全廢するに立ち至つた處もあるのである。

然らば死刑は廢す可きものなりや否やと云ふに甲論、乙駁未だ容易に其の歸着する所を知り難いのである。

死刑は廢す可からずと云ふ説の根據は極めて明白であつて即ち一面は正義の觀念からして所謂人を呪はゞ穴二つと云ふ道理で人を殺したものは當然殺さるべきものであると云ふ事

と他の一面は死は人生の最も忌む畏るゝ所のものであるから之を以て待たなければ重大なる犯罪は之を防遏する事が出来ないと云ふのでツマリ正義の觀念から云ふても又必要の觀念から云うても死刑は到底廢する事の出来ぬものである。但し無用な刑罰を科すると云ふ事は刑政の目的に反するから必要已むを得ざる場合に限り之を科す可きもので大に其の適用を慎まねばならぬと云ふ事は固より議論の無いところであるといふのである。

以上と正反對に立つ死刑廢止論は衆説紛々であるが中につき有力なるものを挙げれば第一は死刑は人道に反するから不可であるといふのである。詳言すれば凡そ刑罰は固より犯罪人に科する苦痛であるからしてどんな刑罰でも人道上から見れば決して喜ぶ可きものではないが死刑に至つては人道上實に忍ぶ可からざるものであるから是非これに據らなければならぬと云ふならば已むを得ないが若し出來得るならば之を避けて他の方法に依ると云ふことにしたいと云ふのである。

次ぎには誤判があつたときに取返しが付かぬから不可であると云ふのである。詳言すれば全體判決と云ふものは如何に裁判官を精選した所で誤判なきを期することは難い。否死刑を科せられたる多くの場合は殺人罪に關するのであつてシカも此の殺人罪は所謂死人に口なしで多くの場合に於て確然たる